

## 医療費個人未収金の回収業務の委託について（お知らせ）

地方独立行政法人宮城県立病院機構では、回収が困難となっている未収金について、平成25年6月中を目途に民間業者に回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

当院における医療費の自己負担金の未払い（個人未収金）につきましては、多くの場合、速やかにお支払いをいただいておりますが、電話や文書等による請求にもかかわらず、長期にわたってお支払いが滞る事例もあり、このような未収金の縮減が病院経営の課題となっています。

そこで、適切にお支払いいただいている患者様との公平性の確保と、病院経営の健全化のために、一部の個人未収金の回収業務を司法書士法人へ委託します。

今後、病院からの再三の請求に対して、お支払いのご意思を示していただけない方には、委託先の「司法書士法人アヴァンス・リーガルサービス・グループ」から支払いについてご連絡いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 委託業者

司法書士法人アヴァンス・リーガルサービス・グループ

大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号

代表者氏名： 認定司法書士 赤嶺 昌彦

### 委託後の支払案内等について

回収業務契約締結後は、当院に代わり、受託業者が支払案内等を行います。

収納事務についても、受託業者が当院に代わり行うことから、原則として、受託業者が指定する口座等にお支払を頂くこととなります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年6月  
地方独立行政法人宮城県立病院機構  
理事長